

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

千葉県東庄町長

公表日

令和7年1月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付・保険税の賦課徴収事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施する。 ①国民健康保険の加入・喪失等の手続きや、資格の管理適用を行う。 ②被保険者の納付状況や申請等に応じて、限度額認定証、特定疾病療養受療証、資格確認書等を交付する。 ③給付に関する、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費、療養費、傷病手当等の支給を行う。 ④国民健康保険税の賦課徴収に係る、納税通知書の発送・減免申請受理及び、審査・督促状の発送・電話催告・文書警告・臨戸徴収・滞納処分・払込証明書等の発送・口座振替業務等を行う。 ⑤国保連合会及び県内市町村間で被保険者の異動情報データ、高額該当情報を引き継ぐためのデータ送信を行う。 ⑥オンライン資格確認のため資格情報のデータ送信を行う。 ⑦支給および還付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示をした申請者の公金受取口座情報を情報照会により取得する。
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国民健康保険システム、宛名管理システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル 8. 被保険者異動情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法という。）第9条第1項別表の44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下、「別表の主務省令」とする）第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 【オンライン資格確認の業務】 ・番号法第9条第1項（利用範囲） ・国民健康保険法 第113条の4
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号別表 2, 3, 4, 5, 42, 44, 45, 85, 97, 115, 125, 131項 ・別表の主務省令第1, 2の1, 3, 4, 5, 20の2, 24, 46, 71条 【情報照会】 ・番号法 第19条8号別表の44, 45, 85項 ・別表の主務省令 第1, 2, 3, 4, 20の2, 24, 46, 71条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 ＜オンライン資格確認の業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の4

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 0478-86-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課国保年金係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 0478-86-6071
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットの照会によるマイナンバーの取得のみとするものではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確保を行うこと。本人からマイナンバーの提供を得られない場合のみ行う住基ネットの照会では、4情報又は3情報による照会を原則とすること。複数人での確認を行った上で最終的な紐づけ作業を実施し、その確認記録をとっていること。上記を実施していることから、十分であると判断する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てている。・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。上記を実施していることから十分であると判断する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. ②評価実施機関における担当部署(所属長)	多部田秀也	河津静夫	事後	
平成29年4月1日	5. ②評価実施機関における担当部署(所属長)	河津静夫	高木浩一	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施する。	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施する。	事後	
平成30年4月1日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル	1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル	事後	
平成30年4月1日	3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	事後	
平成30年4月1日		【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するため	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成30年4月1日	5. ②評価実施機関における担当部署(所属長)	高木浩一	伊藤雅晃	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 対象人数	平成27年2月27日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月12日	公表日	2015/3/31	2018/6/12	事後	
平成30年6月12日	I 関連情報 5評価実施機関における担当	町民課長 伊藤 雅晃	町民課長	事後	「評価実施機関における担当部署」の「所属長」欄への所属
令和1年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策	－	Ⅳ リスク対策の追加	事後	
令和4年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施する。	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施する。	事後	
令和4年2月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和4年2月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和4年3月30日	3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	事後	
令和4年3月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するため	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和4年12月22日	I. 1 ②事務の概要	④給付に関する、高額療養費、出産、葬祭費、療養費の支給を行う。 国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理	④給付に関する、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費、療養費、傷病手当等の支給を行う。 国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理	事前	
令和4年12月22日	I. 1 ③システムの名称	Ⅲ. 個人番号の利用 法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9	事前	
令和4年12月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	追記		事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/1/1	2024/3/1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/1/1	2024/3/1	事後	
令和7年1月6日	I. 1 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施する。 ①国民健康保険の加入・喪失等の手続きや、資格の管理適用を行う。 ②高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証、被保険者証、短期保険証、資格証明書等を交付する。 ③給付に関する、レセプトの点検、過誤、再審査請求、月報・年報の報告作成を行う。 ④給付に関する、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費、療養費、傷病手当等の支給を行う。 ⑤医療費通知、後発医薬品差額通知を送付する。 ⑥保健事業、人間ドック事業の実施。 ⑦国民健康保険税の賦課徴収に係る、納税通知書の発送・減免申請受理及び、審査・督促状の発送・電話催告・文書警告・臨戸徴収・滞納処分・払込証明書の発送・口座振替業務等を行う。 ⑧国保財政運営に関する管理運営、基金の管理、交付金・負担金・補助金に関する事務、医療費の分析を行う。 ⑨国保連合会及び県内市町村間で被保険者の異動情報データ、高額該当情報を引き継ぐためのデータ送信を行う。 ⑩オンライン資格確認のため資格情報のデータ送信を行う。	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施する。 ①国民健康保険の加入・喪失等の手続きや、資格の管理適用を行う。 ②被保険者の納付状況や申請等に応じて、限度額認定証、特定疾病療養受療証、資格確認書等を交付する。 ③給付に関する、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費、療養費、傷病手当等の支給を行う。 ④国民健康保険税の賦課徴収に係る、納税通知書の発送・減免申請受理及び、審査・督促状の発送・電話催告・文書警告・臨戸徴収・滞納処分・払込証明書の発送・口座振替業務等を行う。 ⑤国保連合会及び県内市町村間で被保険者の異動情報データ、高額該当情報を引き継ぐためのデータ送信を行う。 ⑥オンライン資格確認のため資格情報のデータ送信を行う。 ⑦支給および還付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示をした申請者の公金受取口座情報を情報照会により取得する。	事後	
令和7年1月6日	I. 1 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、国保総合(国保情報集約)システム、統合宛名システム	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国民健康保険システム、宛名管理システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、統合宛名システム	事後	
令和7年1月6日	I. 3個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)第9条第1項別表の44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表の主務省令」とする) 第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 【オンライン資格確認の業務】 ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・国民健康保険法 第113条の4		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 5, 19, 20, 25, 26, 33, 43, 44, 46, 49, 56, 60条 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報提供】 番号法第19条第8号別表 2, 3, 4, 5, 42, 44, 45, 85, 97, 115, 125, 131項 ・別表の主務省令第1, 2の1, 3, 4, 5, 20の2, 24, 46, 71条 【情報照会】 ・番号法 第19条第8号別表の44, 45, 85項 ・別表の主務省令 第1, 2, 3, 4, 20の2, 24, 46, 71条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 ＜オンライン資格確認の業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の4	事後	
令和7年1月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2024/3/1	2024/12/1	事後	
令和7年1月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2024/3/1	2024/12/1	事後	
令和7年1月6日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる事業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	追加		事後	
令和7年1月6日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる事業	追加		事後	
令和7年1月6日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	追加		事後	
令和7年1月6日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	追加		事後	